

日本獣医師会獣医学術賞選考要領

日本獣医師会獣医学術賞表彰等規程（以下「表彰規程」という。）第5条の規定に基づく獣医学術賞に係る被表彰者の審査及び選考に関する事項は、この要領の定めるところによる。

第1条 表彰規程第2条第1項各号に規定する獣医学術賞の獣医学術奨励賞、獣医学術学会賞及び獣医学術功労賞（以下、「各賞」という。）の選考の対象となる業績は、次に掲げるものとする。

- 1 獣医学術奨励賞の対象となる業績は、日本獣医師会雑誌編集等規程（平成21年5月25日付け21日獣発第64号）第1条に規定する日本獣医師会雑誌の学会学術誌に掲載された獣医学術の振興・普及及び調査研究の推進に関する学術論文等（原著又は短報）であって、選考日の属する年の7月以前2年間に掲載されたもの
- 2 獣医学術学会賞の対象となる業績は、選考日の属する年度の日本獣医師会獣医学術学会年次大会において地区学会長賞受賞講演として講演されたもの
- 3 獣医学術功労賞の対象となる業績は、表彰規程第2条に定める部門別に、それぞれ獣医学術の振興・普及に著しく功労のあった業績であって、会長が別に定めるところによる募集要領に基づき推薦を受けたもの
なお、表彰規程第6条に規定する委員会（以下「委員会」という。）の委員は、獣医学術功労賞の対象となる業績を推薦することはできない

第2条 委員会における各賞の被表彰者の審査と選考は、それぞれ部門別に行い、被表彰者の決定は、委員会の合議に基づいて行う。

第3条 委員会の委員もしくは委員の業績が選考に付された場合、当該委員は、その対象となる各賞の選考に加わることはできない。

第4条 この要領に定めのない事項は、会長が委員長と協議の上、決定する。

第5条 この要領の改廃は、委員会の議決を経て、会長が行わなければならない。

附 則 （平成21年9月7日制定（平成21年9月7日付け21日獣発第152号））

- 1 この要領は、平成21年9月7日から施行する。
- 2 社団法人日本獣医師会獣医学術奨励賞選考要領（平成11年6月24日制定）は、廃止する。

附 則 （平成23年3月25日一部改正（平成23年3月25日付け22日獣発第370号））

- 1 この一部改正は、平成23年4月1日から施行する。